

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第259号)
規制の名称	建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置に係る基準の緩和(駐車場法施行令第12条関係)
規制の区分	緩和
担当部局	国土交通省都市局街路交通施設課
評価実施時期	令和3年12月27日
事前評価時の想定との比較	事前評価時点では、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等に伴い、自動車から排出される有害物質が低減しているにもかかわらず、駐車場法施行令第12条に定める建築物である路外駐車場に設置すべき換気装置の基準については、制定時のまま、過度な基準となっていたことから、規制の緩和・合理化を図る必要があった。このため、建築物の路外駐車場に設置すべき換気装置の基準について、要求される換気量を現行の半分程度に緩和するとともに、駐車場容積ではなく床面積を単位として原単位を設定する方法に改めたところである。事前評価後、自動車の環境性能の向上や次世代自動車の普及等は更に進展しており、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていないことから、現状に適合した規制にするという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(行政費用)	当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(効果)	建築物である路外駐車場の換気装置の設置及び運用コストが適正化され、また、路外駐車場の空気環境は引き続き良好に保たれるという効果が発現しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、当該規制緩和によって、換気による必要供給空気量が従前に比べて約1/2となり、換気装置の設置及び運用コストの低減が図られたが、どの程度低減したかについては、個々の路外駐車場の状況等によって異なる。
(便益(金銭価値化))	必ずしも全ての路外駐車場が当該基準までの引き下げに対応しているとは限らず、また、個々の路外駐車場により必要な換気装置の条件等が大きく異なるため、金銭化して便益を把握することは困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
考察	当該規制緩和に係る遵守費用及び行政費用は発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。一方、当該規制の緩和に伴い、路外駐車場の換気装置の基準の合理化が実現し、換気装置の設置及び運用コストの適正化が促進されるとともに、路外駐車場の空気環境は引き続き良好に保たれるという効果が発生している。 そのため、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。
備考	